

表. 実施者種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数（感染症法施行令第12条）

種別	対象者	定期及び回数
事業者	学校 <sup>※1</sup> 、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、第一種社会福祉事業 <sup>※2</sup> において、業務に従事する者	毎年度に1回
学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校 <sup>※3</sup> の学生又は生徒	入学した年度に1回
施設の長	刑事施設 <sup>※4</sup> に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	第一種社会福祉事業 <sup>※2</sup> において、入所している者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
市町村長	市町村が管轄する区域内に居住する者のうち、上記以外の者 ただし、市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び下段に掲げる者を除く	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期において市町村が定める回数

※1：専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く

※2：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設

※3：修業年限が1年未満のものを除く

※4：拘置所、刑務所